
平成18年第3回(9月)南丹市議会定例会会議録(第2日)

平成18年9月19日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成18年9月19日 午前10時開議

日程第1 一般質問(代表)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(代表)

出席議員(26名)

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 仲 村 学	9番 中 川 幸 朗
10番 小 中 昭	11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫
13番 矢 野 康 弘	14番 森 嘉 三	15番 外 田 誠
16番 片 山 誠 治	17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫
19番 井 尻 治	20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治
22番 八 木 眞	23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治
25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美 由 紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	助 役	仲 村 脩
助 役	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝

福祉事務所長	永 口 茂 治	水道事業所長	井 上 修 男
教育次長	東 野 裕 和	総務財政課長	伊 藤 泰 行
企画情報課長	小 寺 貞 明	監 理 課 長	井 上 秀 雄
税 務 課 長	橋 本 早百合	合併調整室長	大 野 光 博
市 民 課 長	吉 田 進	健 康 課 長	大 内 早 苗
土木建築課長	川 勝 芳 憲	都市計画課長	西 岡 克 己
農林商工課長	神 田 衛	上水道課長	寺 尾 吾 朗
下水道課長	栃 下 孝 夫	教育総務課長	榎 本 泰 文
学校教育課長	勝 山 美恵子	社会教育課長	波 部 敏 和
出 納 課 長	寺 尾 眞知子	農業委員会事務局長	川 辺 清 史
園部支所長職務代理者			
園部支所地域総務課長	山 内 明		

午前10時00分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は26名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問（代表）

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「一般質問（代表）」を行います。

通告により順次発言を許します。

丹政クラブ、23番、谷義治議員の発言を許します。

谷義治議員。

○議員（23番 谷 義治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、議長のお許しをいただきました議席番号23番、丹政クラブの谷義治でございます。私自身は南丹市議会議員に当選いたしまして、初の質問となります。しかも、9月議会最初に丹政クラブを代表する形で質問を行うことになりました。よろしくお願いを申し上げます。限られた持ち時間の中で、すべてを質問することは困難であり、市政運営にかかわる基本的な部分を行い、各般の施策につきましては、会派所属議員が一般質問で行うことといたしております。また、CATV放送は15分以内でございますので、視聴者の皆さまには質問が途中で途切れることとなることをお許しいただきたいと思います。

取り上げます質問は大きく分けまして、4項目でございます。1項目目といたしまして、市長の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思っておりますし、2項目目といたしましては、行政運営にかかわる諸問題について質問をしたいと思っております。3点目は財政運営の考え方について、数点尋ねたいと思っております。そして、最後の4項目目といたしまして、市長の公約の具体化にかかわってお尋ねをいたしたいと思っております。

質問に入ります前に、一言申し上げたいと存じます。

最近の新聞を見ますとき、心が憂鬱になる記事が毎日のごとく載っておりますが、わが国の将来に暗い影を落としております。特にいたいけな子どもが生命を奪われるにいたっては言葉もございません。なぜ、このような日本になったのか、政治に携わる者、教育にかかわる者、そして地域社会、そして国民一人ひとりが社会の在りようについて、真剣に考えなければならないと痛切に感じているところであります。こんなとき、明るいニュースが9月6日、秋篠宮家から出てきました。新たな命の誕生であります。それも皇室41年ぶりの男児誕生を見たのであります。命名されまして悠仁親王様、その悠仁様のご誕生を心からご祝福申し上げ、そして健やかなご成長をお祈り申し上げるものでございます。

それでは中身に移りますが、佐々木市長におかれましては就任以来、東奔西走され、毎日をお元気に新市の舵取りにご活躍されているお姿に接し、頼もしく、若さあふれる行動を、いい市長が実現できたと意を強くいたしているところであります。しかし、市長評価は市民の皆さんがなされるところであり、この4年間の市政実績が重要であります。多くの市民の方が期待を寄せておられるところでございます。そのことを十分ご認識賜り、一層のご精励を期待するところであります。一方、議会の方も市長との関係を注視されておられます。お互いに切磋琢磨し、より良い南丹市を作ろうではありませんか。私どもの会派も議員の立場を理解し、そして、与党の役割を担っていきたいと考えております。それゆえに、ときには手厳しいことも言うかもしれません。ご承知願っておきたいと存じます。

まず、1項目目にあげました市長の政治姿勢について伺います。

佐々木市長は市長選において政党は無所属で立候補され、広く、そして多くの市民の信頼を得られ、見事な成績でご当選されました。今後、市長自身がどのような立場で政治にかかわれるのか、明確にしておく必要があると考えております。ご自身は長らく国会議員の秘書として特定政党にかかわりを持ってこられました。多くの政治経験の持ち主であるばかりか、政治の厳しい一面もご存知のことだと存じます。行政執行上からも、政治問題や政党を抜きにしておれないことが多々あろうと思ひ、あえてこのことを明確にしておかれることが望ましいと思ひ、そして市長職務を全うされる上で、このことが重要なことになるのではないかと考えて伺うところであります。

2項目目の質問に移ります。これからの行政運営に関わって、5点ばかり市長の率直なお考えを伺いたいと存じます。

1点目は自治体のリーダーとして国や府に対して、適時・適切な発言を求めるということであります。小泉政権により構造改革が進められ、この結果、東京一極集中化が顕在化し、地方は過疎化から脱却できず、高齢化の比率は上がり、地方自治体の財政は脆弱で先行き不透明感が増すばかりであります。自治体の生死にかかわる状況が最近出て参っております。今になって格差が起こっていると、自民党総裁選でもクローズアップされています。こんなときにあたり、市長は市民の場へ自治体の置かれている状況を国や府に向け、叫ぶことが必要ではないでしょうか。三位一体改革で味わった苦い経験を二度と味わわないためにも、適時・適切な、そして大いに物を言うていただく、そういう市長になってほしい、時には警鐘も鳴らしていただきたい、このように思うわけであります。本当にこのことが、今、必要ではないでしょうか。どのようにお考えになっておるのか、お伺いをいたします。

2点目は組織の見直しについてであります。従来は国や府の組織を参考にして、縦割型行政組織が一般的でございました。今や首長の独自性が随所にみられます組織づくりが行われております。南丹市においても市長の公約実現、可能ならしめる有機的な組織へと作り変えてはどうでしょうか。市長の思いや、やりたいことがストンと通るようなそういう組織にしてはどの思いで、この点をお尋ねしております。組織改革はお金は要りません。一方で組織をいじりますと、「住民が分かりにくい」とかいった声が出る面もございますけども、要は住民の皆さんがタライ回しをされないような、そういう配慮をして、そして組織の垣根を低くすると。そして柔軟な発想の中で行政を運営していく、このことが必要ではなかろうかと考えておりました。市長のご所見をお伺いするところでもあります。

3点目としては職員にかかわる問題について、お尋ねをいたしたいと思っております。自治体職員の体質改善についてであります。今日の状況を見ておきますと、パソコンと対話をされておるように思われてなりません。これではだめです。行政能力を高度化させ、諸課題に積極果敢にチャレンジする資質が求められております。指示待ち職員ではこれはもう、半人前以下と言わざるを得ません。判断力、洞察力、先見性のある職員に磨いていくことが、ぜひ必要だとそのように思いますし、そうして透明性の高い先進自治体になっていただきたい、その役割は職員に課せられておると、このように思うところでもあります。そのためには、市長はお金を惜しまず研修制度を確立することであると思っております。その内容として人材派遣あり、自主教材を配付してレポートを提出させるとか、あるいは専門の講師をお呼びして、演習などを通じて知識を高めさせるとか、いろんな手立てが考えられます。そういうことを積極的にやるべきだと思うわけでありませぬ。あわせて年功序列にとらわれない登用を行っていくべきだと、このように思います。がんばる職員と生ぬるい職員では昇進面、あるいは給与面においても違いがあつてしかるべきだと考えるところでもあります。市長の所見をお伺い申し上げます。我々議員も政策立案能力、あるいはチェック能力などをいっそう高めていかなければならないと、自

覚をいたしておるところでございます。まだまだ未熟でありました。今現在、各会派を中心に勉強会なるものがなされ、そういった能力の向上に努められております。ぜひ私たち議員に対しても政務調査費を考慮いただき、そのようなことが必要ではないかと考えておるものでございます。府下の市におきましても、大部分のところではこういった政務調査費が導入をされておるところでございます。このような思いを持っておるということをおし添えておきたいと思っております。

4点目の質問は、支所と本庁の関係についてであります。ゆるやかな合併を大前提に従来の役場機能を残した支所での出発をいたしました。むだや無理な点が出ていないか心配をいたしておるところでございます。一番望ましいのは、現地で完結されることが一番大事ではございますけれども、そうはいかない面もあろうと存じます。我々も何が支所で完結し、このことは最初から本庁でないと駄目だの判断に困ることがございます。そういうことで、市長はこういった支所と本庁の関係がうまく機能しているか、検証をされておりますか、いかがでしょうか。機能が効率的で、かつ住民の利便が確保されてこそ、支所の存在意義があると思うのであります。現在の状況について、どう市長はご理解されておるのか、お伺いをいたします。

これに関係いたしまして参与の皆さんにも、この機会に伺っておきたいと存じます。一つは参与に一定の権限が付与されているものと存じます。これらの権限で実際、住民対応がうまくいくものですか、どうでしょうか。この一点、まず伺いたいと思っております。

二つ目には市長、助役の二人の特別職が本庁においでになります。そういったなかで今日の参与の位置づけや住民対応に戸惑いや、いやいちいち本庁に伺わないとことが進まないとかいった、そういう問題が出てはおりませんか。こういう体制の中では、やっぱりやりづらい、あるいはなかなか悩ましい問題もあるといったようなことがあるのではないかと、私は推察をしておるわけでございますけれども、このへんについてもお答えを賜れば非常にありがたいと思っておりますけれども、当人たちを前にしての答弁というのは非常に難しいだろうとも思いますので、そういう点があれば、パスしてもらってもかまいません。ただ、支所の責任者でありますので、今の支所機能についてどのようにお考えになり、今日の状況からしてどうあるべきか、率直に意見を出してほしいのであります。たいへん難しい答弁になろうかと思っておりますけれども、参与、よろしく願いを申し上げます。

5点目は審議会が設置されておりますが、その取り扱いと申しますか、議会との関係にかかわって伺ってまいりたいと思っております。行政の附属機関として各種審議会が置かれておりますが、そしてまた、それにおおくの住民が参画されることと思っております。そこで住民の声をお聞きになって行政に反映させよう、知恵を借りていこう、このような発想があるものと思っております。そして答申をいただかれて、これらを実行しようとなさると思うのであります。この時、議会をどのようにとらまえておるのかという点が、非常に気になるところであります。議会には一定の権限が保障されております。すなわち議事機

関として地方公共団体の意思を決定する機関であります。このことから審議会なるものによる答申は、自治体の意思決定というものには成り得ないのであります。よって審議会重視はこれを尊重し、そのまま受けられるとするならば問題となるところであります。今後、市長はこの審議会の活用にあたって、そういった点を留意されていくことが非常に重要だろうというふうに思いますけれども、そういうなかで、この南丹市議会に対してどういう対応をなさろうとしておられるのか、お伺いをいたしたいのであります。

次に、大きく分けて3項目目になります財政運営にかかわる問題について、伺ってまいりたいと思います。

1点目は一般会計予算の適正規模でございますけれども、歳入面を考えると、どれぐらいの数字になるのか、適正なのか、9月補正予算後の数字では253億余の額になることと示されております。新市建設計画では不確実な要素があるとしても215億円ぐらいで、今後、推移させたいとの考えが出ております。それと比べまして、差が大きく生じて参っております。市として持続可能な予算の規模はどのぐらいが適正なのか、明らかにすべきと考えます。すなわち、今後の財政見通しなどを立てて、適正な予算規模はこれぐらいであると、このようなものを公表すべきであるというふうに思います。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

財政の2点目として歳入歳出見通しで、大事な点は地方債、いわゆる借金をどのぐらいにしていくかがたいへん重要な点であり、このことを留意せずして財政運営はできなと思います。しっかりここをやっておかないと、放漫財政に陥ることになります。一般的に借金は少ない方がええのは誰しも分かるところでありますけれども、どのぐらいな借金規模で抑えるべきか、このことをお尋ねしたいのであります。我々もチェックする側として、このことはたいへん重い課題であると考えております。そこでやはり、共通の理解を持つことが大事ではなかろうかと思っております。市長の明確な答弁を求めたいのであります。そして、国では従来、自治体の財政実態を見る一つの指標に、起債制限比率を用いておりましたが、これからは実質公債費比率を重視するとのことであります。本市の一般会計・特別会計の総額に占める借金返済をものさしにして、今後、いろいろと財政を見、そしてまた、市債の制限を加えるとしておるのであります。そういう点からも、しっかりとこの点を踏まえ、今後どのような形で、こういった指標が推移していくのか、研究をしておく必要がございます。現在の当市の状況をお聞かせください。あわせて公債費はいつがピークとなり、以後、暫減していくのかどうか、高止まりでずっと推移するのか、このへんも気になるところでございますので、あわせて伺っておきたいと思っております。

3点目は、旧町から引き続いております継続事業や新規事業の問題でございます。財政とおおいに関わる問題でございますので、お尋ねをいたします。これらの事業推進について市長はどのように対応をしておこうとお考えになっておられるのか、お伺いをいたします。中でも継続事業については一定のめども必要でございます。何年かかって終わる

のか分からないというようなことでは住民も不安でありますし、納得もできないところでございます。そういう点で継続していく事業については一つの計画性的なものを示す必要があります。さらには大規模な事業については、もっと計画を透明化させる必要があると考えますが、合わせて伺います。

最後の4項目目の質問は、佐々木市長の公約の具体化についてであります。新市建設計画にもられた施策の範囲内とみることができますが、公約は市長が今後、市政を4年間、担っていかれる上でたいへん重要なものでございます。そういう点からも市民に訴える力といいますか、アピールするものがないといけないと思います。現在のところ、非常にこれが乏しいように考えております。そこで私は、例えての話でございますけれども、こんなことを一定住民に訴えると、それぞれの方が関心を寄せられると思うのに、「子育てを日本一しやすい、そういう環境を築いていくんだ」、こういうような形で具体的なものを示して、今後の施策にこのようなものをこういう形で、逐次、充実をさせていくというような提示をされないと、住民は失望していきます。ぜひ、3点ぐらいは強く打ち出させていただきたいのであります。我々としては佐々木市長の特色を早く、しっかり出してほしい、そういう思いを強く持つておるところでございます。そのためにも今日まで頑張ってきたという自負も持つておるわけでございます。ここは勇気と気骨で持つて示してください。

以上で、私の第1質問を終わりたいと思いますが、たいへん耳障りなことを申し上げたかもしれませんが、佐々木南丹市政の健全な発展を願う心からの質問と受け止めていただきまして、誠意ある回答をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 谷義治議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） おはようございます。それでは谷議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点、政治姿勢につきまして、政治に対する考え方はどうなのかというふうなご質問でございましたが、私は長年にわたり、議員ご指摘もございましたが、政治の場に身をおきまして、国民、そして住民の幸せのために政治の果たすべき責任の重要性を十分認識、また、体験してまいりました。しかし、このようななかで私も市長に就任させていただき、地方自治体の首長は政党の活動は行うべきでない、このように考えております。こういったなかで幅広い市民の皆さま方の政治思考に十分に配慮しながらも、この市長として行政を執行すべきであるというふうに基本認識をいたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、地方自治確立のために、国や府に発信すべきである、このようなご質問でございました。

今、地方自治体の取り巻く状況、たいへん厳しいものがございます。そして、地方の

時代と言われて久しいものがございますが、このような現状のなかで地方自治の推進・確立を図ることは市長にとって大きな責務であると認識いたしております。現在の市の現状、また将来の展望に対しまして、そして真の地方分権や、また、地方主権を確立するためには関係市町村の首長さんとも連携を強めるなかで、国や府に対して発言し、また、行動することは当然のことであると認識いたしており、今後の活動のなかでそのように行動していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に行政の運営につきまして、柔軟性のある組織にしてはどうかというご質問でございます。

住民サービスを低下させず、また、効率のよい行政運営を行うためにはどのようなものがあるのか、これについては今、大きな課題であると考えております。ご承知のこととは存じますが、7月より南丹市行政改革推進委員会を発足し、そのなかで様々な課題を提起するなかで、現在15名の委員にご協議いただいているところでございます。また、内部におきましては理事者を中心に、南丹市行政改革推進本部を組織するとともに、一般職の職員にも、公募によりまして南丹市行政改革推進プロジェクトを編成し、既成概念にとらわれない、南丹市としての行政のあり方について、様々な意見を聴取し、また、協議を進めているところでございます。ただいまのご質問にもございましたように柔軟性のある組織、今後は実現をしていかなければならない課題の一つであるというふうに考えており、そういった意見も、こういった論議の中で出ておることも事実でございます。私自身も「市役所に行けばなんとかなる」こういった行政体制の確立をめざしたい、というふうに考えております。そういったなかで行政改革推進委員会の答申をいただきました上で、より良き組織というものを検討し、編成していきたいと考えておりますので、今後とものご意見を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に職員の育成につきましてのご提言、ご質問をいただきました。

地方分権が進んでおりまして、こういったなかで地方の総合力というものが問われる時代になっております。そういったなかで行政におきまして、さらに専門性の高い行政サービスの提供が求められており、そういったなかで、職員の資質向上や組織力の強化は大きな課題と認識いたしておるところでございます。市役所職員の能力や活力が地域社会に与える影響も大きく、地域活性化を図るためにも、職員の能力開発・人材育成を促進していくことはたいへん重要であります。南丹市では職員の人材育成を進めるために、今年度、京都府等へ3人の職員を派遣し、実務研修を行っております。また、財団法人京都府市町村振興協会の共同研修を年間計画として積極的に取り入れ、階層別研修、能力開発研修、実務研修、特別研修等に多くの職員を受講させております。さらに、社会福祉主事、児童福祉司など、職務上必要な専門資格の取得についても、全額公費負担において実施いたしておるところでございます。しかしながら職員の能力開発の基本は、あくまで自己学習・自己啓発であります。職員自身の主体的な取り組みにより、いっそうの研修効果が上がるように、職場全体で自己啓発に取り組みやすい環境づくりを

進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、ご指摘いただきましたように人事管理面につきましても、人材育成、そして適正な人材配置、このようなことを積極的に進めることによって組織の活性化、また、住民ニーズに的確にとらえられる組織の体制づくりをめざしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、市議会議員の皆さま方の政務調査費につきましてのご質問をいただいております。

私自身、政務調査費制度につきましては議員活動実行に、必要性は十分認識いたしておるところでございます。また、ご指摘いただきましたように、他の市においても実施されております。その用途や、または金額等につきまして、市民の皆さま方の理解を得るなかで、検討すべき重要な課題というふうに認識いたしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、本庁と支所の役割分担等についてのご質問をいただいております。

合併協議の中でご検討いただき、構築いただきましたことを基本といたしまして、本庁と支所の役割を定めて市政運営をいたしているところでございますが、ご承知のとおり、今回の合併、ゆるやかな合併を大前提としているため、総合支所方式を採用し、旧町域のまとめ役として参与制度を設け、旧町時代からの課題や、また、住民の皆さま方の身近な行政対応を行っており、今後とも本庁・支所の強固な連携の下で、行政推進を図ってまいりたいと存じております。しかしながら議員ご指摘のとおり、様々な課題が生じていることも事実でございます。先ほども申しましたが、現在、行政改革推進本部、プロジェクト、そして行政改革推進委員会において、このあたりの問題や課題についても検証をし、どのように改善するのが望ましいのか、協議をいたしているところでございます。行政改革推進委員会から答申という形で、どのように改善するのがいいのか、というような方向性を示していただけたらと思っておりますが、それを基本として本庁と支所の適切な在り方、役割の分担というものを導き出していきたいと、こういったなかで行政の効率的な運用も含めて、新たな形を考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、支所の現状につきまして、また、機能につきましてはそれぞれ参与の方からご答弁を申し上げます。

次に審議会、そしてその答申のあり方につきまして、ご質問をいただいております。

これは申し上げるまでもなく、市議会は市民の代表によって、そして公選によって選ばれておられる市議会議員の皆さま方でございます。今、南丹市総合振興計画など数多くの計画を策定する必要があり、市議会議員の皆さんや、また各種団体の皆さん、そして有識者の皆さん、それから一般市民の方々にも数多くの審議会等に参画いただき、計画づくりを進めているところでございます。各審議会等に諮問し、答申をいただく予定をしておりますが、その審議の中で市議会としてのご意見をお伺いするなかで、策定を

進めてまいりたいと考えております。また、法令等によりまして、計画について議会の承認を得るものにつきましては議案として提案を行い、規定のないものにつきましても報告をいたしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、財政運営につきまして、予算の適正な規模はどうかというふうなご質問でございました。

一般的にはそれぞれの市町村の取り巻く社会情勢、収入の状況など大きく影響されますので、一概にいくらと申し上げられるものではないというふうに思っておりますけれども、財政状況の中で適正な予算規模を確立していきたい、いうふうに考えております。

特に本市におきましては、616㎢もの広大な面積を有し、また都市的側面と、また自然豊かな農山村の側面を持つ、特異な環境を持ちあわせた市でもございます。合併直後の財政規模として、現状の約250億円は、決して大きなものとは考えておりませんし、様々な状況に配慮した適正な額であるというふうに考えておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、地方債の関係につきましてご質問をいただいております。

これからの将来に負担を先送りしないことが、今の少子高齢化の中でたいへん重要なことであると認識いたしております。こういう意味で、その年度の地方債収入と地方債の返済を差し引いた、いわゆるプライマリーバランスを均衡させることが債務残高を拡大させない重要なことであると認識いたしております。

議員ご質問の限界点につきましては、公債費予算額を地方債の限界点と考えております。現予算では赤字となっておりますが、何とか赤字幅を縮減する努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。一般会計の公債費の推移については、既に借りました分で平成20年度の約40億円が償還のピークとなり、その後、減少に転じていき、10年後の平成27年度には約18億円の償還となる見込みであります。現計予算額の起債発行額40億円を毎年度借入すると仮定したシミュレーションでは、約42億円前後で毎年度推移し、平成31年度に償還額約46億円のピークを迎えることとなる見込みでございます。先ほどご指摘いただきました実質公債費比率につきましては、18%を超えると地方債の協議団体から、財政運営計画を立てて府に許可をいただく許可団体となります。本年度南丹市は、15.6%で府平均の16.1%を0.5ポイント下回っております。こういった現状ではございますが、今後も引き続き起債管理に注意を払い、財政健全化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に予算編成上、継続事業についてはどのように取り扱っていくのかということでございますが、平成18年度予算編成では、当初、骨格予算においても継続事業を計上させていただいております。継続事業のほとんどが合併前の各町で吟味され、議会の同意も得ていることから、引き続き予算計上のお願いを申し上げたい、いうふうに考えております。また、大規模な事業の計画の透明性という課題でございますが、もちろん大規

模な事業については、市のまちづくりの方向を定める重要な事業であるので、現在検討中の総合計画の中で十分な議論をして、透明性の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に市政について、また、公約の実現につきまして、ご指摘をいただいたわけでございます。

6月議会におきまして、私自身、市政の方針につきまして表明をさせていただいたわけでございますが、このことを基本として南丹市の発展のために、また、市民の皆さま方のご要望に、日々の行政執行や予算措置を執ることによって、その責任を果たしていきたいということを基本的に考えておるところでございます。もちろん、先ほど議員ご指摘いただきました、日本一子育てをしやすいまちづくり、また、暮らしやすいまちづくりといった、そういったことを提言していったらどうかというご指摘でございます。私もそのことについては夢として、そのようなまちづくりをしていきたい、そういった思いで、今、市政に取り組んでおるところでございます。また、今回の補正につきましても、子育ての環境整備や、また、情報基盤整備を盛り込んでおるところでございますが、たいへん厳しい行財政状況の中ではございますが、議員ご指摘いただきましたように市民の皆さま方が市政に対して希望を持てるまちづくり、そういったことを十分に心に留めまして、今後の市政運営に努力していきたいというふうに考えておるところでございますので、議員各位の今後とものご指導をよろしくお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

浅野参与。

○参与（浅野 敏昭君） それでは谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますけども、この4町合併にかかりまして、ゆるやかな合併ということで総合支所方式が合併協議会の中で合意されて、取り入れられたわけでありまして、1月1日に合併しまして、以後、まだ数ヶ月という経過でございます。このことについては合併協議会の尊重とともにですね、若干、先ほど市長が答弁しましたように、行財政改革委員会等の検証を待たなければならないかなと、そういうなかで無理・無駄そうしたものを整理すべきである、というふうに思います。

それと、先ほどのご質問の中にありました支所に対する温かいお言葉、これは私ども参与ではなくって、総合支所を置いている限りですね、先ほど議員さんのおっしゃいました、いわゆる旧町民の意向に沿うような仕事が、支所ができるようにですね、やはり権限と財源を与えるべきであろうかというふうに私は思っております。したがって、今、与えてないのかどうかということにつきましては、この場でなくってですね、また、じっくりと市長さん、また総務部長、合併調整室と支所の地域総務課長と話を進めていくべきであるというふうに思っております。

次に、支所の機能はどうあるべきかということでございますが、まず、私は南丹市市

政を効率的に運営するために、組織がどうあるべきかということを思います。いうならば南丹市の本庁の組織が本当に今の職員の数で、また、組織がですね、十分に機能しているかどうかということが1点ございます。支所をそのままにして本庁を、いわゆる過大な組織にしていきますと、人件費が非常に増大していきます。このことにつきましては、やはり南丹市市政運営の中で財政破綻に行く、一つの道筋ではないかというふうに思っております。したがって、おおむね10年総合支所を置くということですが、9年目に極端に総合支所を縮小することはできません。したがって、本庁組織の充実のためには支所の規模の縮小も、10年先を見越しながらやっていくべきかなというふうに思います。そのなかで同時に旧町民に、いわゆる理解と市政運営に参画していただくような、美山町であります振興会、これを南丹市として各町どのように確立していくかということも併せて、これは議論していくべきかというふうに思います。したがって、支所がどうあるべきかというよりも、むしろ南丹市民のために南丹市政が一番効率的にできる、そうした組織がどうであるかというようなことをできるだけ早く結論を出して、そのように進めていただきたいと思います。

なお、付け加えていきますならば、いろんな委員会等で検討という言葉が、これは旧町の時代から使われてきておりますが、先ほども谷議員の方からありましたように、お金がいないと、お金が付いてくるというよりですね、できることはできるだけ迅速にすべきでないかというふうに思いますので、委員会の結論を待たずにしても、できることはできるだけ私どもも含めて、やっていきたいなというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

中島参与。

○参与（中島 三夫君） ご苦労さんでございます。

ただいま、本所と支所の関わり、そして、参与のあり方等についての谷議員からご質問がございました。これは元々、谷議員もご参加いただいておりますけれども、合併協議の中で、やはりこれだけの広大な面積を持ちます南丹市であります。そしてまた、いろいろ課題があるなかでゆるやかな合併をやっていこうということで、総合支所を設置しようと、こういうことになりました。併せて、既に今日まで特別職である者が参与として残りまして、そして住民の皆さんのいろいろご要望なり、また、いろんな課題について対応していこうと、こういうようなことで、総合支所並びに参与設置というものができたわけでございます。したがって、参与あるいは支所の問題ではありますが、いわゆる佐々木市長が誕生いたしましたのが4月であります。いわゆる今から4ヶ月、まだならないところであります。また、お話の助役の選任につきましても6月議会で選任をされたというようなことでありまして、まだ7月、8月、2ヶ月という実績の中で助役があるから、参与の位置はどうだとか、あるいは総合支所はどうだという私は議論がされるということについては、まだ、時期尚早である。やはり、今年18年度、しっ

かり支所は支所の対応、本所は本所の業務やりまして、そして、そこで支所のあり方、あるいは本所のあり方、さらには参与のあり方このことについて、やはり私は議論されるべきであるし、検証もされるべきであろうと思っております。したがって、私は図らずも美山町長として12月31日まで、その任務を務めさせていただきまして、今、参与として美山支所におられるわけでありますが、私は住民の皆さんの、やはり要望、あるいはご意見、いろんな課題、このことにしっかり受けて立てる自信がありますし、住民の皆さんも、やはりこの参与があればこそ安心して、この南丹市というものに参画をいただき、そして行政にご協力いただいておりますと、こういうぐあいに自負しております。したがって、今後、これからいろんなご意見が出ようと思っておりますけれども、私は先ほどもご指摘がありました本所と支所の業務のあり方、これをどういう形にまとめていくのか、どういう分担をしていくのか、この議論はしっかり内部的にもやっていたいかなければならないと、こういう思いでありまして、あくまでも二重行政にならないように、このことはしっかり支所としても気をつけなければならないし、また、本所も考えなければならないとこういう思いであります。現状、市長、そして助役のお二人、そして参与、これが連携を密にして、今、スムーズに行政が推進されておる、こういうぐあいに自信を持って申し上げておきたいと思っております。

以上、答弁を終わります。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

國府参与。

○参与（國府 正典君） せっかく谷議員さんの方からご質問をいただいておりますので、八木支所として、今、私の思っていることを申し上げて、ご答弁とさせていただきたいと思っております。

前段の支所・本所等の機能に関わる問題につきましては、先ほど浅野参与なり、中島参与の方からございましたように、今、行政改革推進委員会等で今後ご答申をいただくなかで、決定を見たなかでの答えを見出していくというような方針で、今後、推移されるべきというふうに思っておりますのでございます。

また、現状の参与の権限で住民のニーズに答えられておるかというようなご質問でございますが、常々、私は八木支所50名で、今、行政運営にあたっているところでございますが、合併によりまして住民の皆さんに迷惑をかけない、問題が起これば、すぐ対応ができるのが支所の役割だろうというふうに思っておりますのでございます。合併協議の中で、ゆるやかな合併ということであつたわけでありまして、今後こうした職員と共に参与に与えられた職務を一生懸命、まだまだ不十分な点あると思っておりますが、務めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、支所機能は今後どうあるべきかというようなご質問であります。これも最終的には行政改革推進委員会等の方針に従うべきだろうというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたように、そく住民対応ができるのが、支所の今の機能であろうという

ふうに思っておりますし、この機能をさらに職員の資質を高めながら、推進をしていくべきだろうというふうに思っているところでございます。それにはやはり本所、また、出先職員それぞれが、こういった本所・出先意識であってはならないというふうに思っておるところでございます。私は本所やから一段上におる、私は出先やから一步控えるというような職員であってはならないというふうに思っておるところでございます。そういった意味で本来、今日こうして理事者以下、各本庁の課長が本会議に出席を3月議会以降させていただいておりますが、支所の課長も私は、ぜひ、こうした場にも出てきて議員の皆さんとこうした本会議の雰囲気等も肌で感じながら、行政運営をすべきだろうというふうに思っておるところでございますし、場所の関係からそういったことは不可能であると思いますが、常々そういった立場で職員とともに頑張っておるというようなことで、ご理解をいただけたらありがたいと思います。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、谷義治議員の質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

11時10分から再開したいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

午前10時59分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に南風会、19番、井尻治議員の発言を許します。

○議員（19番 井尻 治君） ただいま議長の許可を得ましたので、南風会の井尻でございます。南風会を代表いたしまして質問を5件いたしたいと思っております。まずその前にですね、去る16日九州に上陸いたしました台風13号によって、たいへん大きな傷跡を残しました。死者・不明10名ものたいへん大きな犠牲者を出したこの台風にですね、それに遭われた被災者の皆さんに本当に心からお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

それではまず、南丹市のまちづくりについて、市長の基本姿勢についてお伺いをしたいと思います。

南丹市は旧4町住民が期待と不安を抱えながら合併して、もう8ヶ月と半ばを迎えることとなりました。去る6月定例議会におきましては18年度一般会計予算第2号として情報基盤整備など、31億3,500万円の補正予算を計上され、さらに本9月定例議会に第3号の補正予算として、7億4,800万円が提案されております。暫定ではありますが、これまでの18年度一般会計の総額は253億9,948万円となります。新しい建設に向かって進む南丹市の鼓動が聞こえてくる、そんな感がいたします。また、佐々木市長におかれましては市長誕生して、もう約5ヶ月になろうとしておりますが、

誇りと絆を大切に、みんなでつくる新しい南丹市の実現に向け、財政非常に厳しいなかではありますが、精力的にご精進いただいていることと存じます。しかし南丹市は旧町からの多くの継続事業を抱えており、各事業が停滞することなく、すみやかな事業執行と完了が待たれております。なおかつ、これから続く事業につきましても計画執行待ちの事業が山積しております。これに伴う財政的にも大きな不安を抱えているのも、また、現状であるといえます。市長は6月定例議会におきまして、南丹市総合振興計画審議会条例の制定を提案され、議会はそれを可決いたしました。現在その審議会委員として市議会議員から5名、各種団体から14名、学識経験者11名、また、公募によります委員として若干名が近く選任されると聞いております。市長は南丹市のまちづくりの将来構想について、先ほどの谷議員さんの質問にもありましたけれども、この審議会にそういった構想について諮問されると思いますが、審議会にすべてを委ねるのではなく、まずその前に市長自らが新しい南丹市をどう描き、どう創り上げていくかを提案されるのは、この南丹市のトップリーダーとしての責務であるというふうに思っております。市長は施政方針の中で、住民の皆さんの意見や声をよく聞きながらと、何度となくメッセージをされております。市長選挙に立候補され見事ご当選された経緯から、市長ご自身が新市のまちづくりについて、住民に夢と希望の持てる新鮮で力強い構想を、自信と勇気と確信を持ってご就任されたものと思います。住民の意見を十分聞いていくのは原点でございますが、それ以上に市長ご自身が南丹市のトップとして明確で具体的な指針を出すべきと考えます。合併協定でうたわれた新市建設構想の南丹市の将来像にもあります、農村にもう一度人が住めるまち、この実現に関しても、関連事業推進を図る上で大きな課題でもあります農業関係では、品目横断的経営安定対策の導入など、この地域の特性であります小規模農業経営がたいへん多いこの本市にとりまして大きな課題であるというふうにいえます。新市計画の推進と、この現実の厳しい、この現状をどう考えていかれるのか、また、どう進めていかれるのか、市長のお考えをお伺いをいたします。

また、南丹市の中心地であります、我々も特に注目をしております園部町の都市計画事業、本町土地区画整備事業におきましては、私どもは園部町のシンボルをお城として、そしてまた、城下町の風情を残すべき歴史的価値が非常に高い地域と私は思っておりますが、計画では近代的なまちづくりが進んでいるように思います。関係者だけでなく、市域住民にも中心市街地開発としての期待感はあるものの、不安や戸惑いの声をよく聞きます。平成4年事業認可されて以来、13年もの歳月が経過いたしました現在、この本計画の適切な軌道修正もまた必要ではないかと思いますが、これについての市長のお考えをお伺いをいたします。

2点目であります。

続きまして、障害者福祉についてお伺いをいたします。

この世に尊い生を授かって出生した時点より身体に障害のある方や、また、健常者であった方が病気やけがにより障害者として大きなハンデを負っていかねばならない

方々に、健常者と等しく通常の社会生活ができるように支援していくのが、障害者福祉の原点であるというふうに思っております。南丹市域におきましても多くの方たちが障害のハンデを乗り越え、たくましくその日々の社会生活を送っておられることに深い敬意と感動を覚えます。平成18年4月1日より障害者の自立支援のための障害者自立支援法が施行され、この10月からは本格的な取り組みがされようとしております。本法案には、これまで支援費制度ではサービスが受けられなかった精神障害者の方が今度の制度の対象となることや、サービス料の増加など、保護から自立に向けた支援をする法律といえます。しかしその一方で障害者の施設利用費や、また、利用費の負担、それによる就労機会の減少などについて、施設管理者や利用者の不安の声をよく聞いています。施設につきましては南丹市には小規模ではありますが、地域色の特性豊かな授産施設として、障害者の生活支援と社会参画の機会の支援のために運営されております共同作業所がございます。今この共同作業所の経営を含め、将来への選択肢が非常に少なくなったと聞きます。障害を克服して新しく生まれた南丹市で、また、広く社会の中で力強く頑張っておられる障害者の皆さんの最大の支援者であります南丹市が、これからそういった方たちのフォローをどうしていくのか、また今後の社会福祉をどう進めていかれるのか、この共同作業所の支援のあり方など、南丹市の将来の障害者福祉計画についての市長のお考えをお伺いをいたします。

続きまして、情報格差の解消についてお伺いをいたします。

今年度から先ほども補正予算の関係でお話いたしましたけれども、南丹市地域情報基盤整備事業が実施され、19年度からは周辺山間地域においてもインターネットの高速通信が可能になり、情報ネットワークが飛躍的な躍進を遂げます。市域全体では家庭にしながら多様な情報が入手され、また、発信できるようになれば、合併による非常に広域な生活エリアでの一体感が急速に進んでくるのではないかと、大きな期待を持っており、早期に全市に普及することを願っております。しかし一方で情報の違う格差もございます。それは皆さんも広い南丹市域を回られてお感じになっていると思いますが、いまだに携帯電話の不通話地域が美山町など周辺地域だけでなく、非常に多いエリアの中で、その不便さを感じておられる住民の方は少なくないと思います。携帯電話の全国での所帯普及率は89%ということであり、その加入者は9,000万人ともいわれております現在、今や生活必需品としてだけでなく、情報手段の大きな一つとなっております。阪神大震災の時や台風23号の災害時に緊急通報手段として、その重要性が問われたところでもあります。また、全国的には児童の登下校時の凶悪誘拐事件などの対策として携帯電話への緊急通報システムを取り入れている学校、また地域があります。通常の情報通信手段だけでなく、これらの過去の教訓を生かした情報整備を地域情報基盤整備と合わせて早急に取り組むことも、この情報格差の解消につながると考えております。民間企業の努力も必要ではございますが、関係住民の強い大きな要望の声もあり、今後の行政対応が求められておりますが、南丹市としてこの件についての今後の取り組みに

ついて、お伺いをしたいと思います。

次に危機管理について、お尋ねをいたします。

先般、南丹市民を不安と恐怖に陥れる連続放火事件が日吉町において発生をいたしました。本事件は日吉町内4ヶ所、そして10数ヶ所にもものぼる、その放火の着火が確認をされました。消防組織をはじめ、自主防災組織やさらには地域の自衛組織が警戒にあたるなど、長期にわたる警戒活動に緊張と疲労の困憊は長い警戒活動の中で頂点に達しておりました。警察関係の懸命の捜査によりまして7月28日容疑者逮捕起訴となり、住民に安堵の生活が戻りましたが、たいへん残念なことにその犯人は、住民の安心・安全を守る立場の消防団員の放火と、たいへん信じ難い結末を迎えることになり、たいへん大きな衝撃を感じざるをえない結果となりました。今回このような事件を2度と繰り返さないように、ただ念じるばかりでございます。今回の放火を一つの大きな事件として考えたときに、南丹市の緊急時の連絡体系や対策本部の設置、さらには防災組織のあり方など、たいへん重要であると実感をいたしました。この事件については6月15日から7月7日まで、日吉支所と南丹市消防団日吉支団あげて特別警戒態勢をとり、対策を講じていただいたところであります。当然、中部広域消防や警察の支援をいただきながら、この被害が最小限に収まったことなどにより一つの救いでもありましたが、しかし将来、このような事件の対策本部は本来南丹市本庁であるというふうに思います。この事件に対する数日間の対応を見ていますと、市長や消防関係者の方々の現地視察などあったものの、南丹市としての受け止め方が適切であったらうかと、疑問に感じることがありました。旧町での出来事は旧町対応に任ず、そうあってはなりません、そんな感じさえいたしました。合併後の問題の課題である一体感が早く感じられるまち、そのためには、このこういった課題やテーマがこんなところにあるのではないのでしょうか。今一つの例をあげましたが、先ほども言いましたが、先日の台風13号の接近など、いつ起こりうるかわからない自然災害や重大事件など、緊急事態の発生に対する南丹市の防災計画が合併以来、いまだにできていない現状であります。南丹市においては旧町の防災計画はあるものの、防災情報システムや新規計画の早期策定が必要であると考えます。本庁機能を高め、市民の安心と安全を守る防災計画の策定、見通しなど、また、危機管理の関係部署も合わせて、この体制の確立について市長のお考えをお伺いをいたします。

最後になりましたが、職員の服務規程についてお伺いいたします。今、市長も多分ご心痛に思われていることと存じますが、今、全国各地で車の飲酒運転による重大事故が発生し、大きな社会問題となっております。なかでも去る8月25日午後10時50分頃、福岡市で起きた市の職員によります飲酒死亡事故は、一瞬にして1歳から4歳までの3人の小さな命を奪った、たいへん痛ましい事故でありました。暗闇の中に何度も潜りながら、我が子を必至で救出しようとした母親の願いも届かず、幼い命は深い海の底に消えていきました。テレビ放送を観ながら皆さんもきっと涙されたことでしょう。で

も残念ながら、その悲惨な事故が発生したあとも、今年9日には姫路市の職員によりまず飲酒人身事故が発生するなど、全国的にも公務員による飲酒事故があとを絶ちません。自ら率先して飲酒運転、また、不祥事の撲滅をすべき公務員が自らルールを破ることは極めて憂慮すべき問題であり、我々議会議員も同じくその倫理が問われるところでもあります。幸い南丹市ではそのような事件・事故は発生していないと思いますが、職員はその使命を自覚し、職務に係る倫理の保持を図るために、服務規程や通達事項の遵守をしなければなりません。多発している公務員による飲酒運転事故や不祥事について、市長はどう受け止め、南丹市職員に対してどう通達、指導しているか、お伺いをいたします。

以上で、会派、南風会としての代表質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 井尻治議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、井尻議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、南丹市の総合計画につきましてご質問をいただいております。

当然、新市の建設構想のポイントは新市建設計画を基本として、南丹市の広域な市域に住まいされておられます市民の皆さま方の多様なニーズに対応できるまちづくり、このことを進めていくことが重要であるというふうに考えておるわけでございます。そしてまた、私も6月の議会におきまして、今後の市政の運営につきましての方針を示させていただいたところでございますが、また今回の補正予算の提出にあたりまして、子育てや情報基盤整備、こういったことにつきまして予算を盛り込まさせていただいております。先ほど谷議員さんに対する答弁の中でも申し上げましたが、こういった私自身も南丹市の今後のまちづくりにつきまして、積極的に発言をし、また、総合振興計画の諮問についても、そういったことを取り入れるなかでお願いをいたしていきたいというふうに考えております。ただいま井尻議員ご指摘がございました、農業施策また都市計画につきまして様々な課題があることは承知いたしております。そういったなかで私自身、今、総合振興計画を審議お願いをするなかで、諮問される内容につきまして積極的な提言をお願いしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、障害者福祉についてでございます。

障害者自立支援法、これの施行に伴いまして入所、また通所の施設の事業収入が月に10%から30%もの減収になっておるところがあると、たいへん厳しい運営状況である、各施設の関係者の方からお伺いいたしておるところでございます。すなわちこのような状況は施設の存続にも関わる重要な課題であり、また障害者の方々にとりましても、サービスの減少や質の低下なども懸念されておるところでございます。現在、法施行に伴う影響を調査いたしている段階でございますが、現状を把握するなかで障害者に対するサービスの低下をきたすことなく、安心してサービスが受けいただけますよう、ま

た施設の運営につきましても安定化を図るために関係各機関、また、施設の事業所の皆さま方との協議を重ねて検討してまいりたいというふうに考えております。また、南丹市におきましても福祉計画の樹立のなかで、そういったことを反映していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、携帯電話につきましてのご指摘がございました。

携帯電話の不通話地域、これは本市におきまして中山間地域、たいへん広域な面積を有しておることから、その解消につきましては旧町当時から積極的なお取り組みをいただいておりますが、現在も移動通信用鉄塔施設整備事業等の国庫補助制度の活用や、また、携帯電話事業者への要望に努めておるところでございます。本年度も国庫補助を受け、美山町豊郷において、2ヶ所の移動通信用鉄塔施設の整備を行う予定にいたしております。しかしながら、国庫補助事業枠の減少、また、この地域への事業者の参画意欲が低く、今なお、多くの面積の不通話地域が存在していることも現状でございます。今後も、携帯電話の事業者はもとより、国や府への、さらなる要望を強めることで、情報格差のないまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご支援を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

次に日吉町においての連続放火事件をはじめ、市の危機管理の体制についてのご指摘がございました。

先般の事件につきましては、誠に遺憾であるというふうに存じておりますし、また、この間地元住民の皆さま方や警察、消防はじめとする関係機関の皆さま方に多大なご尽力を賜りましたことに、この場をお借りして心より感謝申し上げます。その際の市及び市消防団としての対応といたしましては、市役所日吉支所及び日吉支団を中心に対応をいたしてまいったところでございますが、市役所におきましては警察・消防との連携の中で、また、支所におきましては地元住民の皆さま方や消防団支団との対応の中で、住民に不安を与えないようにという市の立場から対処をいたしてまいったところでございます。また、事件が長期化してまいった地点におきましては、市職員におきましては日吉町勤務以外の者の出役、また、消防団におきましても他支団からの応援を検討しておったところでございますが、容疑者の逮捕となりました。広域な市域を有する本市の対応といたしましては、該当地域での対応、すなわち当事件におきましては日吉支所の対応、そして、その後の対応として広域的な対応をしていく、こういった方針で臨んでおったところでございますので、しかるべき対応であったと自負いたしておるところでございます。先ほどらい申しました、たいへん広域な市域でございます。今後あらゆる危機管理体制の確立が早急に求められておることも事実でございます。そういった観点から、去る9月8日午前6時20分から、市職員の災害時の連絡及び初動体制確認訓練を実施いたしました。30分後には本庁が68%、各支所合計で77%、1時間後には本庁支所とも90%の職員の参集がございました。実際の緊急時にこれだけの体制が確保できるとは言えませんが、今後もこのような訓練、そして、その他の訓

練も行うことによって、少しでも早く、この市役所の緊急時の体制がとれるように努力いたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、地域防災計画につきましては、現在、限定版を作成いたしておりまして、そのなかで対応をしておるところでございますが、災害発生時にはそれぞれの地域特性等を考慮しつつ、現場を管轄する支所と、また、本庁が連携し対応する災害発生時の体制をとっておるところでございます。本年度作成予定の地域防災計画及び国民保護計画におきましても、機能的な体制の確立を十分考慮し、実効ある計画を作り上げていくことにより、市民の皆さま方に不安を与えないような体制づくりに努力いたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に公務員の飲酒運転等、職員の服務の問題につきまして、また、倫理の問題につきましてのご質問をいただきました。

申し上げるまでもなく飲酒運転、酒気帯び運転は悪質かつ危険な行為でありまして、当然、撲滅しなければならないものでございます。法令等の遵守につきましては公務員の義務として、南丹市職員服務規程に定めておりますが、飲酒運転をしないことは、公務員倫理以前の一般社会の基本的ルールであるというふうに考えておるところではございますが、全国で多発する飲酒運転事故を受け、南丹市におきましても、去る9月7日付けで職員に対し、飲酒運転の根絶について通知をいたしましたところであり、また、課長会議等におきましても、職員の綱紀粛正につきまして度々私から発言をいたしておるところでございます。また現在、職員倫理規程の策定作業をすすめておるところでございます。市民に信頼される職員たるべく、今後も研修や会議の場を通して、職員が遵守すべき倫理について周知徹底を図ってまいることにより、市民の皆さま方に信頼していただける市職員である、このことを徹底していきたいというふうに考えておりますので、今後とものご指導よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、井尻治議員の質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

午後1時から再開したいと思いますので、よろしくお願いたします。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（高橋 芳治君） それでは休憩をとり、休憩前に引き続き会議を続行します。

次に活緑クラブ、22番、八木眞議員の発言を許します。

○議員（22番 八木 眞君） 議席番号22番、八木眞、活緑クラブを代表いたしまして、財政を中心に佐々木市長にお尋ねいたします。

さて新市発足以来9ヶ月、混乱の中での船出となり、佐々木市長の舵取りもなかなか

厳しいものがあり、たいへんご苦労なさっている面があるのではないかと、ご推察申し上げます。特に財政については当初の予想以上に厳しさが増しているものと、ご推察申し上げます。そこで5月以降、出納閉鎖後交付税各種補助金等々が決定したと思いますが、市の財政事情を示す総決算額の今の代表的な数字や指標、借金総額等々分かりますれば佐々木市長の言葉でお聞きしたい、このように思うところがございます。ただ本日、その数字や等々を書類にていただきました。13日に出ているように書いてありますが、私の手元には本日届いたわけでございます。その辺のところちょっと食い違いができるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

たいへん厳しい状況での市財政ということになりますと、やはり急なところになりますと、赤字再建団体というようなことまで考えざるを得ないような状況になりつつもあると。現在、そういった数値指標を出していただいて、その類似団体のものと比較していかかなものかと。また、この数字でもって行政水準の指標を表すわけでございますが、そのことについては、佐々木市長はどのようにその数値や指標をお考えになっているか、市民のためにどういう具合にお考えになっているかということをお尋ねしたい、このように思います。そこでこういった行財政対策はいろいろやらねばならないと思いますが、現在、立ち上げられている行政改革推進委員会、ございますが、そこでもそういった財政再建の対策が行われているのかどうか、また、そのメンバー構成をお尋ねいたします。もし、それが立ち上がっていなければ、行政だけならば財政健全化対策と再建対策と言わずに、健全化対策委員会の立ち上げをお考えになっているかどうか、お尋ねいたしますとともに、このことは、やはり内部のみならず外部での学識経験者等のご意見、そういったものを必要とするのでそういった諮問委員会的なものを立ち上げると。後ほどまた、あと構造改革の中で申しますが、行政改革・財政改革その他のいろんな改革をやらねばならない、一体的にやることの必要性を、後ほどまた、お尋ねいたします。

話しは飛びますけれども、今ホームページで総合振興計画審議会委員の応募を募っておいでになります。先ほども谷議員さん、また、井尻議員さんからもこの総合振興審議会委員のことについてお尋ねがございました。ややそのことについては私、少し市長の答弁に違和感をもっておるところでございます。また、そのことについても質問をさせていただきますが、この総合審議会委員の中でも財政健全化について諮問されるおつもりなのかどうか、お尋ねいたします。先ほども言いましたように地方債残高、つまり借金の総額はいくらになるか、再度お尋ねしますとともに、それには金利がついていると思います。最近の地方債の発行につきましては6月の議会において、認可制から協議制になった起債について、しかしながらその金利差があるんじゃないかと、やはり財政状況の悪い地方団体については金利が高くなるんじゃないかと、現在、南丹市においてはその金利差はどのくらいに上がっているのか、また、過去と比較していかがかと、こういうことをお尋ねします。

次に財政健全化のためには、市有財産の処分も視野に入れなければならないこのよう

に思うところがございます。現有の市有財産については6月議会においても片山議員さんの方より質問があり、市長から明解な答弁がなかったところがございますが、整理がついたのでしょうか。その辺のところを、また、お聞かせ願いたい、このように思います。また現在では利用の目的のない市有地、つまり塩漬けになったような土地があるのではないだろうか、つまり不良資産として残っているものはどのくらいあるのだろうか、お尋ねいたします。

こういった自治体財政に関する重要な法律は、地方財政運営の基本原則を定めた地税法、地方財政法、地方税や交付税を規定している地方税法、地方交付税法、補助金等にかかわる適正法、適正化法、自治体再建財政再建のための手続きを定めた地方財政促進法、地方公営企業法等々がございます。そういった法律の中から施行するためには施行令、施行規則がございますし、また、それぞれ南丹市においても様々な条例があるかと思えます。この諸々の定めにより自治体財政は健全に運営されていると理解しておりますが、現在、委託管理をし、管理費を出し、補助金を出し指定管理をお願いしている各種団体の委託前、委託後の経営状況、もし分かれますればお尋ねいたします。

次に17年末4町合併を目前にして、園部町が商工会、農業公社、園部町振興公社、女性の館に対して5億4,000万円の補助金を交付されました。このことは何度も質問が出てきておりますが、再度何に基づいてどのような目的でなされたのか、お尋ねいたします。

また、その補助金を受け入れられた団体もそれぞれ事業目的をもって受け入れられたと思えますが、その行政効果といいますか、まだ半年しか経っておりませんけれども、9ヶ月しか経っておりませんけれども、どのような行政効果というんですかうまく運営されているのかどうか、お尋ねいたしたいとこのように思います。

次に教育長にお尋ねいたします。市長でも結構でございますが、学校教育、社会教育についても、やはり聖域なく財政改革をすすめねばならない、このような努力をしていただくわけでございますけれども、そういったことについて教育長はどのようなお考えでおいでになりますか、お尋ねいたします。

今後、財政の健全化に向けて市民の理解を得ながら、行政関係総ぐるみで取り組まなければならないと思えますが、このことは国と同様、財政のみの改革では済まない。そこで市の構造から改革されるおつもりはあるかどうか。先ほどらい、市長の話しで参与の答弁がございまして、かくも立派に答弁をしていただき、4人も市長がおいでになるのかと錯覚するほどでございましたけれども、この支所機能をできるだけ充実さしていただき、私は本庁は参謀機関でいいとこのように思うところがございます。やはり総務管理課といった、本当に市にとって重要な部分だけを考えていただく機関でいい、それよりも支所の充実を図ることが望ましいのではないだろうか。先ほどのお話しでは10年後を踏まえて支所を縮小していかれると、こういうお話しでしたけれども、やはり本来の性格から言えば支所機能を充実さしていくことが、私は地域の活性化になるのでは

ないだろうかこのように思うところがございます。特に八木町を例に取りますとですね、非常にこの合併を前提として非常に事業を縮小して、頑張っ、頑張っ、頑張っ、歯を食いしばって公債費比率を下げ、できるだけ基金の取り崩しをしなく頑張ってきた経緯がございます。その間にいろんな批判もございましたけれども、この合併のためにいろんな施策を辛抱しながらやってきた経緯がございます。そういう意味も含めまして、支所の重度を高められ、そして本庁の施政をできる限り高度なものにさせていただくと、このことの方が私は住民のため、市民のためとこういう考え方をいたします。

以上、財政についてばらばらの質問になりましたり、また、通告外がございます。その辺のところを、最近、下手にコンピュータを使ったり、メールを送ったりしますと、化けたりいろいろなことで、完全に通告文書が出てないところはお許し願って、佐々木市長のご答弁をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 八木眞議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、八木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の財政状況につきまして、ご質問がございました。現在の地方財政の状況、私が申し上げるまでもなく、地方税収入、そして地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高水準であること、また社会保障経費関係経費の自然増があることなどによりまして、平成8年から11年度連続して財源不足が生じるというふうな、深刻な全国的には状況でございまして、南丹市におきましても、たいへん厳しい状況であるというふうに考えておるところでございます。南丹市におきましては財政調整基金及び減債基金の残高、17年度末で40億円であったのが、18年度末見込みで約27億円となる一方、いわゆる地方債残高は17年度末見込みで約355億円、それが平成18年度末見込みでは約363億円という増加傾向になっているのも事実でございます。たいへん極めて厳しい深刻な状態という認識を、私自身もっておるところでございます。そういったなかではございますけれども、こういったなかで簡素で、また、効率的な行政システムを確立していかなければならないといったなかで、普通会計のみならず、公営企業会計や第3セクター等の状況も含めて財政状況を的確に把握し、総合的な行財政運営の健全化を図っていくということを目的といたしておるところでございます。

次に財政状況を分析し、事務事業の見直しや歳出全般の効率化、財源配分の重点化を図るとともに、行財政改革プランの策定を急ぎながら、その計画に基づいた財政健全化計画を策定し、財政構造の改善を図りたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議員ご指摘のございました総合振興計画審議会、行政改革審議会等、当然、行政とそ

れと財政というのは両立して考えなければならない課題でございます。こういったなかで各種審議会におかれましても、そういうふうな財政のことにつきましても、ご審議を賜るといふようなことが出てくるというふうにご考えております。そういったなかで、総合的に考えるなかで、当然このような財政再建といえますか、財政の健全化に向けての動きを強めていかなければならないというふうにご決意いたしておりますし、また、ご指摘のございました南丹市のもっております市有財産でございます。これについても積極的な活用や、また、不要な部分につきましては売却をしていかなければならない、というふうにご考えておるところでございます。先ほど申しましたように、国・府等の地方税収入、また、国税の収入は回復傾向にあるとは申せ、本日発表されました地価調査等では、南丹市域における地価は、まだ下落傾向にあるというふうなことでございますし、南丹市の経済状況、社会経済状況はまだまだ厳しい現状にあるということをご十分に認識しながら、今後の財政の運営を健全化していきたいというふうにご考えておるところでございます。またこういったなかで金利差の問題に、ご指摘がございましたが、現在、許可団体・協議団体での差はございません。実質公債費比率はどうかということでございますが、南丹市が15.6%、京都府平均で16.1%ということになっておりますし、各種の指標につきましては17年度末でございますけれども財政力指数で単年度0.307、経常一般財源比率が108.0、また、経常収支比率90.3、公債費率17.1、また、起債制限比率11.0こういったなかで、若干ではございますけれども公債費率、また、起債制限比率も類似団体に比べて、やや高い状況にもあるという厳しい現状にもあることから、今後の厳しい状況ではございますが、健全化に努力していきたいことを申し添えるしだいでございます。

次に、旧園部町におきましての補助金につきましてのご質問がございました。

旧町におきます助成金につきましては、旧町議会において内容、予算が審議され、承認されたものであり、また、新しい計画施設の建設、また、管理施設の改修等に必要経費と合わせて、旧町で出資をした第3セクターや公社等が南丹市になっても自立をめざし、新市の財政負担にならない自助努力による独立経営を確立していくための助成であり、将来の財政運営に寄与するための適切な措置がされたのではないかと、いうふうにご認識いたしておるところでございます。南丹市といたしましては、今後も各団体の経営状況や点検、そして補助金の適正執行の監督を行うなかで、健全経営のための指導を行っていかなければならないと考えております。また今後、その状況等、また、決算の状況につきましても、議会にもご報告をさせていただき所存でございますので、よろしくごお願いを申し上げます。

また、指定管理団体の財政状況につきましてのご質問がございましたが、6月議会におきまして議決いただきました公の施設の指定管理者につきましては、上程までに指定管理者の候補としての段階で、仕様書に基づき公の施設の指定管理者として適正に公の施設の管理運営ができるかを、財政状況も含め、検討いたしてまいったところでございます。

ますし、9月からその実施をされておるところでございます。そういったなかで、今後とも適正管理をしていく、また、その団体の事業内容、また、財政状況につきましても監督、また、指導してまいる所存でございますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、支所機能につきましての質問がございましたが、先ほどの答弁でもお話しを、ご答弁をさしていただいたとおりでございます。現在、行政改革審議会等でご審議を賜っておるところでございますけれども、本庁と支所、それぞれの機能の充実を図ることは当然でございますし、決して支所機能を縮小するとは申しておるわけではございません。こういったなかで市民の皆さま方にとってどうあればいいのか、どのような行政が一番市民の皆さま方にとっていいのか、これは日々努力していくなかで、組織の改変も含めまして検討していかなければならないというふうに決意をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りますように、お願いを申し上げるしだいでございます。

あと、こちらも若干答弁漏れがあるかも分かりませんが、行政改革推進委員会の構成メンバーでございますけれども、15名の皆さんで組織をいたしておりまして、学識経験者、市民代表として旧町域から3名ずつ12名、そして行政運営全般な助言を求めるために学識経験者として大学の専門家の方、また、公認会計士、民間企業の方に3名お世話になっておるところでございます。

以上、雑ばくな答弁でございますけれども、答弁に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 八木議員のご質問にお答えをいたします。

南丹市における社会教育の発展を図るため、婦人会、文化協会連絡協議会、体育協会等社会教育関係団体が行う自主的事業については、南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づいて、予算の範囲内で補助金を交付しておりますが、補助金の交付につきましては、補助対象団体の条件及び補助対象事業について審査し、補助金の交付を行っての状況でございます。

また、学校教育におきましても学力の向上を図り、特色ある学校づくりをすすめる研究委託事業をはじめ、少人数教育並びに特別支援教育の充実に関する予算措置により、各校の独自性を大事にした学校運営を進めてきております。

今後につきましては、本市の学校教育・社会教育並びに生涯学習の充実に向けた財政措置と合わせ、その成果や効果を図る体制と進捗状況を把握しながら、適切な予算措置と執行に努めてまいる所存ですので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

八木眞議員の2回目の発言を許します。

○議員（22番 八木 眞君） お尋ねいたします。3点ほどよろしくお願いいたします。

まず指定管理者団体につきましては、新しい4月から発足しておりますので、このことは逐一その財政状況を把握していただきたい。その意味を含めまして、現在の指定管理者団体の財政状況をお尋ねしたしだいでございます。今後、短い間隔でこの管理団体の財政状況を把握していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、先ほどご質問申し上げました、園部町の17年度の合併前の補助金のことにつきまして、監査委員さんから指摘事項がございます。「貸借対照表で預かり金5,000万円が計上されているが、収支決算書には計上されていないので適正に処理されたい」このことはどういうことなのか、お伺い申し上げます。外郭団体等の決算書を見せていただいた結果でございます。

それから当初よりも地方税収入が多くなっております。先ほど少し質問の中で抜けたわけですが、2億4,000万ほど地方税が当初の見込みより増えてるようにお聞きしておりますが、そのうち高齢者控除等の廃止に伴い、高齢者の税負担感が非常に強くなっているとお聞きしております。その辺のところをお聞きし高齢者からいくらぐらいの増額になっているのか、納税額が、その辺のところをお聞きいたします。

最後に、組織をも含め、改革をすすめていかねばならない、この言葉と、市長がおっしゃっているゆるやかな合併ということと、非常に相反するテーマでございます。しかしながら、一時の猶予もならない改革を進めていかねばならないことは佐々木市長も先ほどの答弁で言っていたいただきましたので、その組織改革も含め改革を進めるという意味におきまして、財政・行政改革、構造改革として、ひとつ新しい諮問委員さんの立ち上げをお願いできないか、このように思うところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、八木議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、指定管理団体の今後の財政状況について、当然、的確な把握をするなかで議会にもご報告をさしていただかなければいけませんし、適正な管理体制・監督体制を整えていきたいというふうに考えおるところでございます。当然、決算の状況等につきましてはご報告をさしていただく方向で、対応をさしていただくつもりでございます。

また、高齢者の税負担の増えている、このことは事実でございます。昨年度、今年度の税制改正によりまして市民税に係ります改正のうち、65歳以上の高齢者に関する分につきましては老年者控除の廃止、また、2点目は前年度合計所得金額が125万円以下に対する個人市民税の非課税措置が、今年度から3年間に分けて段階的に廃止される。また、3点目は公的年金控除の改正でございます。以上、この改正内容につきましては、他の改正内容と合せて南丹市のお知らせ版を利用しました広報、また、個別には来庁者や電話による問い合わせに対し、ケースに応じた説明をさしていただいているところでありまして、私自身もそのような声を就任当時からお聞かせいただいておりますので、

税務課をはじめ担当部局におきましては、十分に分かりやすいご説明をしていただくということを、関係部署に対しましても指示をいたしておるところでございます。税収の増加につきましては、今年の課税資料に基づきまして市民税、固定資産税をはじめ、市税すべてを精査いたしたものでございますけれども、年金者の税につきましては個々の控除の条件にもよりますけれども、夫婦で192万8,000円が、市民税の課税と非課税の境目となっておりますところが現状でございます。引き続き適正な課税を努めるとともに、市民の皆さま方に十分ご納得いただけるように、対応をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に園部町の補助金につきまして、5,000万円がご指摘のような状況になっておるといふ、これは国際学園都市センターだというふうに理解しておるわけでございます。今回の17年度の決算の中で、そのような措置がされたというふうに承知いたしておるわけございまして、今後、18年度の事業執行の中で適正な処理をされるものというふうに考えておりました、市といたしましても、そのように指導いたしてまいる所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、ゆるやかな合併という基本姿勢、そしてそのなかでの組織改変ということの矛盾がというふうなご指摘でございますけれども、私はゆるやかな合併というのは市民にとって不安のない新市のあり方、すなわち、それがゆるやかな合併であると理解しております。そういった市民のニーズに応えるために組織の改革改変を大胆に行うことも、ひとつの大切なことだというふうに認識いたしております。重ねて申しますが、ゆるやかな合併というのは市民の皆さま方に不安を与えない、新しい市のまちづくりだというふうに決意をいたしております。

ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、八木眞議員の質問を終わります。

次に日本共産党・住民協働市会議員団、2番、大面一三議員の発言を許します。

○議員（2番 大面 一三君） 議席番号2番の大面でございます。私は通告に従いまして、日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして質問を行ってまいりたいと思っております。

南丹市になりましてはじめての代表質問ということでございまして、代表質問ということで市長の政治姿勢、そして市政運営の基本となる点につきましてお伺いをするものでございます。今、国発、東京発の南丹市の運営や南丹市民の生活にかかわる重要と思われる点について、この代表質問で伺ってまいりたいと考えております。どうかよろしくお願い申し上げます。

一つ目につきましては、イラクへの自衛隊派遣に見られるように、アメリカの強い要求の下、憲法9条を変え、集団的自衛権を認めさせて、日本を戦争のできる国にしよう

とする動きが、今、強まってきております。次の首相になろうとする人が、歴代のどの内閣もいえなかった次期内閣で憲法を変えると言いはじめました。憲法9条は、日本が行ったあの戦争の痛恨の反省の下に、戦後日本が再び戦争を起こさないと世界に誓ったものであります。戦後61年間、国家の紛争で一人として犠牲者を出すことなく、平和を維持し、周辺諸国の信頼を得て、友好関係を保ててこられたのも、この憲法9条の力によるものだと考えるものであります。今、憲法改定が声高に叫ばれている今、歴史の痛苦の教訓に立って、憲法9条の二度と戦争をしないと誓った国づくりの、その原点を見直すときではないかと考えますが、市長の所見と憲法9条、特に交戦権を認めず、戦力不保持とした9条2項につきまして、市長の基本的な認識を伺っておきたいと考えます。

今年、終戦記念日の8月15日、内外の厳しい批判があるなか、世論に挑戦するかのように現職首相が靖国神社を参拝をいたしました。あの日本の戦争を引き起こした侵略戦争は、アジアで2,000万人、日本で300万人を超える人々を犠牲にいたしました。日本国民、周辺アジア諸国民の塗炭の苦しみを与えたところであります。ところが戦後生まれが社会の大半を占める今日となりましても、被害の補償を求めるアジア各地からの訴えや原爆の後遺症など、その傷跡は、いまだに癒えていないというのが今の状況でもございます。日本は、その戦争を起こした責任が曖昧なままに現在に至っております。そんな下での現職首相の、戦犯と言われる人々も合祀されている靖国神社に参拝をすることは、あの日本が起こした侵略戦争を正しい戦争だったとする靖国神社の歴史観にお墨付きを与えるものであります。靖国神社に参拝することは、戦後日本の原点を否定して、アジアと世界から孤立していく道であります。歴史に逆行する過ちを、きっぱりと改めるべきだと考えますが、市長の所見を、この点でも伺っておきたいと考えます。

3点目に、格差社会につきましてでございます。

小泉内閣の5年間、構造改革の名の下に弱肉強食の新自由主義が、その政策がとられてまいりました。その結果、格差社会と貧困の新たな広がりや重大な社会問題となってきました。この7月に放映されましたNHKスペシャル「ワーキングプア、働いても働いても豊かになれない」、そうしたタイトルの放映が大きく話題とされました。日本の全世帯のおおよそ10分の1、400万世帯とも、また、それ以上ともいわれる家庭が、生活保護水準以下で暮らしている深刻な実態をルポした放映でございました。ワーキングプアの家庭では、進学や就職の機会まで奪われ、次の世代に引き継がれるという深刻な構造的問題が起こっていることなども示されたところであります。リポーターが努力した人が報われる社会というけれども、取材をした人で、努力をしていない人はいなかったと、述べていたことが大きな印象に残る放映でございました。また、中でも若い世代の雇用と労働条件は深刻さを増してきております。20代、30代の失業率は他の世代の2倍にもなっている状況であります。それだけではなくて、特に深刻になっている

のが派遣やパート、契約など正社員でない不安定雇用の急増でございます。24才以下では、二人に一人までもがこうした、いつ仕事なくなるか分からないという不安定な条件で働いている状況でございます。一人の労働力としてしか見ない、また、若者を育てようとしらない今の状況から、日本の将来を担う若者、学校を卒業すればきちっと正規社員として迎え入れられる社会、そうした体制を、また、努力したら報われる社会に、真剣に南丹市としても取り組む必要があるかと考えます。南丹市として、若者雇用の実態や格差社会の広がり調査を行って、市として雇用対策をはじめ労働行政に力を注ぐ必要があるかと考えますが、市長の見解を伺っておきます。

この6月議会におきまして、助役二人制が行われました。ここに来てようやく南丹市の執行体制が確立し、落ち着きを取り戻した感がございます。今後、参与制度をどのように対応していこうとされているのか、伺っておきたいと思えます。これは参与職の任期は定まっていないということでもございましたので、特に伺うものでございます。

次に、勝手ながら通告の質問順序を変えて、合併によります財政について、伺ってまいります。

一つ目に、国から地方へをスローガンにいたしまして、2004年度から今年度にかけて三位一体の改革が行われてまいりました。改革は補助金を4兆円削減して、国から地方への3兆円の税財源を委譲するというものでございましたけれども、ところが補助率を2分の1から3分の1に下げただけと言われる義務教育費、また、児童手当の国の補助率引き下げなど、地方の負担は増して、目的としておりました地方自治体の裁量範囲は、ほとんど広がらなかったというのが状況であったかと思うわけであります。市長は、この三位一体改革の結果をどう評価し、鳴り物入りで行われました三位一体改革が南丹市政、財政に与える、また、与えた影響はどのようなものであったのか、この機会に伺っておきたいと考えます。

次に、南丹市に持ち寄ります起債、基金、すなわち借金と貯金につきまして、質問をしたいと思えます。

この件につきまして、合併の協定におきましてはその協定文の中に4町が所有する財産及び債務の取り扱いという項目で、合併までに可能な限り整理を図った上で新市に継承するとされて、各町の借金はすべて持ち寄るとされております。一方、その起債償還、すなわち借金の返済金を担保いたします基金に関する合意は、聞かされていないのが状況であります。合意内容はいかがなものであったのか、この機会にお伺いをしたいと思えます。当時、園部町収入役でございました市長の基金持ち寄りの認識を、まず伺っておきたいと思えます。この9月議会は、合併があった平成17年度の各町の決算を審議する議会でございます。各町が合併に向けて、どのような財政運営がなされ、どのような決算がなされたのか、きちっとチェック、総括しなければならない議会でございます。

ここでプラスターを示しながら質問をさせていただきたいと思えます。合併時の4町から持ち寄りました起債残高と財政調整基金、減債基金のその額を表にしたものでござ

います。一般会計の起債・借金残高はオレンジの棒グラフで示しておりますけれども、合計で349億5,000万円、これが南丹市に借金額として一般会計で持ち込まれた額であります。その返済を担保する基金でございますけれども、合計で52億3,000万円、赤い棒グラフで示しております。この額、この表ですね。この赤い棒グラフです。この内訳は、園部町が17年度の当初で150億円の起債残高でございました。それに対しまして20億9,000万円の基金持ち込み、八木町は63億円、8億3,000万円の基金持ち込みであります。日吉町は85億の起債残高で13億2,000万円、美山町は56億円の起債残高で9億9,000万円の基金の持ち込みであります。非常に各町によってアンバランスがございます。この数字から、各町のこの合併に対応する財政運営につきまして、市長の見解を伺っておきたいと思っております。4町が持ち寄りました基金総額、借金総額についての見解を伺います。

次に基金、すなわち各町貯金の持ち寄り額は、借金額に比例したものでなければならないと思うわけでございますけれども、いかがでしょうか、市長の私見を伺っておきたいと思っております。この起債の中には、当然、地方交付税に算入され、有利な起債を借りているために一定部分交付税算入がされます。それを差し引きいたしましたのが、青で示してあります市が負担する実質借金額でございます。この青でございます。これが実際の起債残高、そして、この青が実質持ち寄りされなければならないとする計算上の金額でございます。それでいきますと、南丹市に持ち寄るべき基金、貯金額は、園部町は24億2,000万円が、この赤い棒グラフでございます。八木町におきましては8億5,000万円、日吉町では11億1,000万円、美山町では8億5,000万円と計算上はなります。それが上下のグラフとも赤い棒グラフで示しております。下の表をご覧ください。青の棒グラフは16年度末、すなわち17年度当初の貯金残高、起債残高でございます。灰色に見えます真ん中のこの棒グラフが、南丹市に実際に持ち込まれた基金額でございます。ご覧のとおり、園部町以外の町は大きな基金取り崩しはされていないのでございますけれども、園部町だけは合併直前に7億6,000万円も取り崩しをしております。これはこの差、この棒グラフとこの棒グラフの差額であります。これは5億円の丸投げ等などで7億6,000万円が基金取り崩しとされております。そして、先ほども説明いたしました貯金の持ち寄り、園部町の必要額は24億2,000万円でございますけれども、赤い所です。実際の持ち寄りは20億9,000万円でございます。差し引き3億5,000万円が他の町と比べて不足をしているというグラフでございます。他の町につきましては、16年度末から合併まで、ほとんど減らしていないというような状況がこの棒グラフでお分かりだというふうに思うんですけれども、園部町がここで大きく取り崩しをしております。そしてまた、持ち寄り必要額にほぼ相当する、3町はですね、持ち寄りをしているわけなんですけれども、園部町は3億3,000万円の不足が出ているというグラフでございます。こうした園部町の異常な対応というのが、このグラフでもお分かり願えるというふうに思うんですけれども、園部町の

こうした異常な対応となっているということにつきまして、市長の見解を伺っておきたいと思えます。

また、まちづくり基金への2億円の振替処理と併せて、旧園部町での5億円の駆け込み処理の対応につきまして、市長見解をお伺いしたいと思えます。

次に、教育にかかわりまして質問をいたします。

先の国会で慎重にという国民の世論を反映いたしまして、継続審議とされ、次の国会の熱い焦点となることが教育基本法の改正が予想されております。この問題は先に申し上げました海外で戦争をする国、弱肉強食の経済社会作りという二つの国策に従う人間を育てる、育成するという点で、侵略戦争の無反省の流れともかかわっているといえると思えます。今、国会に上程されております改悪基本法は、一つに内心の自由を侵害する愛国心などの押し付けや、二つには教育内容への国家的介入が抑制的であるべきとする憲法の要請を無視した、無制限の教育の国家統制法であるということであります。今、国家が検察官を全国に配置して、学校と教師を評価し、問題校は民間に移行させ、問題教師は辞めさせるなどと主張するなど、むき出しの形で国家が直接、教育を支配する体制を作るとさえいわれております。これこそ戦前の教育の最大の問題でありました。この教育によって、教え子・若者を戦場に追いやったのであります。その反省から、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対して、直接に責任を負って行われるべきといたします現在の教育基本法10条に明記されているように、その国家の不当介入が抑制されております。戦争をする人間作りのためといえる教育基本法改悪は許されないと考えますけれども、教育長及び市長に所見を求めておきたいと思えます。併せて、戦前ありました教育勅語は賛美されて、愛国心を評価する通信簿が各地で採用されていたという状況をどう考えられるか、これも教育長並びに市長にお伺いをしておきたいと思えます。

以上、第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 大面一三議員の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、大面議員のご質問にお答えをいたします。

憲法第9条に対する基本的認識はどうか、改憲に対する動きはということでございますけれども、私自身、第2次世界大戦への反省を踏まえて制定されました憲法の中で、わが国が今日まで戦争をせずに平和国家として存立できた、この9条の規定は重要な規定であったというふうに考えておるところでございますけれども、現実と、また、現状を踏まえるなかで、この規定を運用解釈によって、今後とも整合性がとっていけるのかと考えたときに、はなはだ疑問であるというふうに考えておりますので、今後、改憲論議の中で十分論議しなければならない重大な課題であるというふうに、認識いたしておりますことを答弁させていただきます。

次に首相の靖国神社参拝につきまして、ご質問がございました。

公式参拝、私的参拝等々、今日まで様々な論議があることはご承知のとおりでございます。また、小泉首相もあのように参拝されたわけでございます。首相として信念に基づき参拝をされておられるというふうに認識をいたしておるところでございますが、私個人といたしまして毎回国民に対し、事前のご説明がなく、突然参拝されるという姿勢には疑問を感じておるところでございます。

次に貧困と格差の広がりをごをどう考えているか、また、若者の雇用改善策、格差社会といわれる現状の中ではございますけれども、経済財政白書によりますと、全体としては生活水準に関する中流意識は安定しているのにも関わりませず、経済的格差が最近拡大していると感じている人が多くなっている、これは全体の所得が頭打ちの状況のもとで所得が上昇する人、低下する人に分かれるため、そして成果主義的な賃金制度などの導入により差異に敏感になり、格差への認識が強まっているというふうに分析されておるわけでございますけれども、格差意識の高まりと、また、中流意識の関係分析は今後の課題というふうになっております。

次に若者の雇用改善策でございますが、京都府全体といたしましては本年7月、有効求人倍率が1.09となっております。若干改善いたしております。また若年層の状況につきましても、4、5年前の厳しい氷河期といわれた時に比べ好転はいたしておるわけでございますが、ただ、24歳以下の完全失業率は10%、また、25歳から34歳までの完全失業率7.4%と厳しい現状があることは事実であります。また、フリーター、また、ニートというふうな言葉にも示されておるように、不安定な就労状況にある若年者が増加していることも認識いたしております。京都府において、京都府若年者就業支援センターを設置いただいております。積極的なお取り組みをいただいております。また、ワーキングプアの実情をどう考えるかと、これは誠に厳しい社会、経済情勢の反映であるというふうに認識をいたしておるところでございます。先ほども若干答弁させていただきましたが、本日発表されました基準地価価格につきましても、南丹市をはじめ京都府の北部、中部地域におきましては、まだまだ下落傾向にあるというふうな厳しい社会・経済情勢の中にあるというふうに認識いたしておるわけでございます。こういったなかではございますが、地域経済の振興を図る、また、市民の皆さま方の所得向上を図るために様々な努力をいたしていきたいと思っておりますし、また、誘致企業をはじめ、各種事業所の皆さま方には正規就業の拡大をお願いしていきたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、助役二人制の下での参与制度をどう考えているかということでございますが、ご承知のように前議会におきまして、収入役を廃止することによって地方自治をとりまく複雑多岐な厳しい現状にかんがみまして、助役二人制というものを議会全会一致でお認めをいただき、お二人の助役さんに就任をしていただいております。当

然ながら多くの課題が山積しておるなかではございますが、市政全般につきましての諸課題に的確、迅速に対応していくために、この体制をとったわけでございます。また、先ほどらい論議がございました参与制度につきましても、旧町当時からの課題解決、また支所の最高責任者としてご努力をいただいておりますし、当分の間、この体制を堅持することによって、諸課題に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、財政につきましてのご質問がございました。

ご指摘のとおり三位一体改革によりまして、国全体では地方交付税の5兆円の削減、国庫補助負担金の4兆7,000億円の削減、また、3兆円の税源移譲が行われたところでございますけれども、先の経済財政諮問会議で示されました新型交付税の方向性についても、人口と面積を基本として算定する交付税制度を財源保障型から歳入保障型に近づけるといったような新たな考え方が示されるなど、地方も国に依存することなく、自らが考えて財政運営をせざるを得ない状況にあるというふうに認識しておるわけでございます。今回の方針で、地方交付税は現行水準や地方財政をふまえて適切に対処するとの表現に終始し、具体的な数値は示されなかったという状況でございますけれども、地方財政への影響は多大なものがあるというふうに予測いたしておるところでございます。全国市長会におきましても、税源の地方への移譲を強く求めているところでありまして、今後も国の動向に注視し、影響を受けても大丈夫といわれるような持続可能な財政基盤をめざして、努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございますのでご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、合併に伴いまして、合併の際の基金に関する合意はどうであったのかというふうなご質問だったと思いますが、合併協定項目の財産及び債務の取り扱いに関する事務細部調整におきまして、財政調整基金及び減債基金は、現行のまま新市に継承することによって合意されております。また、特定目的基金は、合併時に同一目的基金は統合する、特殊事情のある基金は、使用範囲を限定して新市に継承する、設置目的・意義が完了した基金は、合併までに整理するとされ、定額運用基金につきましても土地開発基金は現行のまま新市に継承し、その他の基金は制度も含めて合併までに整理すると調整され、合意されております。旧4町では、この細部調整により、各町が保有する基金の適切な管理、運用、処分がされ、南丹市に継承されたということで認識をいたしておるところでございます。

次に、4町が持ち寄った基金額、また、借金額についての見解はどうかというご質問でございました。大西議員さんは一般会計につきましてご指摘をいただいたところでございますが、私自身、特別会計も含めまして、継承いたしました基金総額は93億9,400万、同じく地方債の残高は665億5,000万円ということであります。もちろん基金残高が多く、地方債残額が少ないということが財政状況では望ましい姿ではありますが、旧4町から継承いたしました基金額・地方債残額は、各町が地域住民の生活

向上と町域の発展のために、まちづくりを進められてまいった結果だというふうに認識をいたしておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。ただ、先ほどのご質問の中で起債は基金で返すべきであると、いうふうな論調のもとでご質問をされたように理解をいたしたわけでございますけれども、起債につきましては将来にわたり受益を受けるものに対する借金でありまして、受益者からの今後の税で返済すべきものであるというふうなこともあります。こういったなかで4町のバランスがとれてないというふうなご指摘があるわけございましたが、今日までの、やはりそれぞれ特色あるまち、また、それぞれの社会構造の中で差があったということは、それを補うなかでそれぞれの事業が推進されてまいったという現実がございます。こういったなかでのそれぞれの基金であり、また起債であったというふうに理解をしておるわけでございますし、そういった適正な処理をされた中で南丹市に引き継いだ、こういったなかで私といたしましては南丹市としても適正な基金管理、また、起債の発行につきましても、十分に財政状況をかんがみるなかで努力をいたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、教育基本法の問題につきまして、それぞれご質問をいただいたわけでございます。

教育問題でございますが、基本的な問題につきまして、私は現在の状況の中で教育基本法につきまして論議をされておるといことは、今後の教育を考える上でたいへん重要なことであるというふうに考えておるところでございます。大西議員さんからおっしゃいましたような意見、それぞれの、今、意見がわが国でたいへん大きく論議をされておるところでございます。私自身、やはりこれからの新しい時代における教育、十分な論議が行われることによって、将来に過ちなき教育施策が推進されますことを期待いたしておるところでございます。なお、教育問題でございます。教育長からも答弁があると思いますので、私からこの程度にとどめておきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 大面議員のご質問にお答えをいたします。

教育基本法につきましては、制定されてから長い年月が経っており、教育を取り巻く状況が大きく変化するなかで、新しい時代の教育理念を明確にし、未来を切り開く教育を実現していくために教育基本法の改正がとり立たされているところであります。今後、幅広く活発に論議されていくべきであると考えております。

続きまして、愛国心の評価にかかわっておりますが、南丹市管内の小・中学校におきましては通知簿の評価事項の中で愛国心に関する項目は導入しておりませんので、このことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

大面一三議員。

○議員（２番 大面 一三君） 第２回の質問をさせていただきます。順序は前後するかと思いますけれども、お許しをお願いしたいと思います。

社会に格差の広がり、そしてワーキングプア、若者雇用の、この今のこうした実態を本当に改善していくことが必要だというふうに思います。努力したら必ず報われる、そういう社会にしなければと思うわけでございます。私、先ほど第１回の質問で申し上げました、そうした状況は全国だけの問題ではなくて、この南丹市全体にも反映している問題だというふうに考えるわけでありまして、そこで提案なり、そして、その提案につきまして、また市長の見解を、所見を伺うものでありますけれども、今、南丹市でのそうしたワーキングプア、若者雇用の実態ですね、この格差社会の広がり、そうした状況を調査する人、現況をきちっと押さえていくこと、そして市としてですね、雇用対策をはじめとして労働行政に集中的に力を注いでいく必要があるかというふうに思います。これは、今までの南丹市政、そして、各旧町の町政におきましてもですね、ほとんど労働行政というのは、いわゆる市町村の行政の中では一定阻害されてきた分野であるわけですが、こうした今の状況の下では、やはり市独自の対応というのが必要ではないかというふうに思います。市長の再度の見解を、この点について伺っておきたいというふうに思います。

それと合併に関わりましてですけれども、合併に関わる件でございますけれども、先ほど市長の答弁の中でですね、協議会の中でですね、基金についてはですね、現行のまま継承するというふうなことが書かれているということです。私、それちょっと認識してなかったんですけども、そうだとすると、基金を現行のままというのは、現行というのはいつの時点の現行をいうのかということをお尋ねをしておきたいというふうに思います。合併の当時でしたら、それまで使ってね、ちゃんと継承するというふうなことで、現行のままというのは、いつの時点を現行のままと解釈されていたのかということをお尋ねをしたいというふうに思います。いずれにしても合併が決まったのが、正式に決まったのが４月１日ですからね、１７年の。そして、１７年の１２月の３１日には各旧町は解散しているわけですから、その間にですね、基金の取り崩しがされ、いろんな対応はされてきたということになるんですけどね。それは基金の持ち寄りについてですね、何らかの制限というのか、基準というのとはなかったのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思います。

先ほど市長がですね、基金は返済金に充てるんだと、充てていくんだというようなことを、私がそんな理解をしているというようなことを答弁されましたけれども、私は基金ですね、財政調整基金、そして減債基金についてはね、目的がないわけですね。いわゆる自由に使えるというのか、一般的にはですね、使えるお金だというふうに認識しているわけですね。というのは、基金というのか償還金に不足が出たら、それにも充てるのが当然できるという意味で、それを一定部分担保するというものでありますのでね、

ですから合併にかかわってはですね、持ち込んだ起債残高、借金額に相当する基金をね、基金によって担保するということが必要ではないかということ、今、グラフで説明をしたわけなんです。ですけれども、そのグラフによりまして園部町だけはね、今、申しあげましたように特異な、いわゆる合併に向けての財政運営をされてきたというふうに思うわけですが、それについて、もう一度市長の答弁を求めたいと、園部町は、これで普通やったという認識なのか、ちょっと異常であったよということになるのかということ、お尋ねをしたいというふうに思います。

それと教育にかかわってですけれども、教育長の答弁では状況が変化をしている、今後、基本法の改定についても論議していくべきだというような答弁をされております。どういう形での論議というのをお思いなのか、再度お尋ねをしておきたいというふうに思います。

参考にですね、申しあげておきたいと思うんですけれども、先日ですね、新聞で発表されておりましたけれども、東大基礎学力開発研究センターが今年7月から8月にかけて、アンケート調査を全国の公立小・中学校の約1万校に協力を依頼して、3,812校の回答を得て、全国の校長へのアンケートを行っております。その調査結果におきまして、今回示されております憲法改悪反対というアンケート結果が66%を占めたということでありまして、3分の2ですね。教育現場では、今の教育基本法の改悪は好ましくないという現場校長先生等の判断だというふうに思うわけですが、こうした改悪される基本法については、重大な問題が生じてくることとなります。現場の声、地方の声、国民の声をきちっと国の国家統制を許さない立場で声を上げていくべきだと思うわけですが、再度教育長の答弁を求めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは、大面議員さんの第2質問にお答えをさせていただきます。

若年者を中心にした雇用改善、ワーキングプアの問題につきまして、どうなのかというようにございました。現況を調査すべきではないかというようにございますが、この調査自体まったく白紙の状態でございますし、現在そのような調査方法等について、今からどうこうというふうなことが現実的に市独自でできるか、この点はたいへん疑問であるというふうに考えております。そういったなかで、今日までおかげさまでハローワークを、この園部に置いていただいております。京都府とも、また、厚生労働省の出先でありますハローワーク、そして福祉事務所等々関係機関と十分に連携を図るなかで、このような課題につきまして実態も含めまして十分な検討を加え、また、その対処を図っていきたいというふうに考えておるところでございますし、市内にございます企業の皆さま方にも関係の皆さま方に、やはり私は正規雇用ということがたいへ

ん重要な課題であるとも考えております。こういった点につきましても事あるごとに、また、お願いをしていきたいというふうに思っていますし、今後、京都新光悦村をはじめ各種の企業が進出をいただく予定となっております。こういったなかでも、こういうような点につきましてもお願いをしていきたいというふうに思っておるところでございます。

次に昨年末の合併、いわゆる本年1月1日の合併によりまして、基金の持ち寄りにつきましての合意はどうだったのかと、これは先ほど申しましたように、事務細部調整におきまして現行のまま新市に継承すると合意をされておるところでございます。これにつきましては当然、平成17年の12月31日現在を現行といたしまして、新市に継承するというふうに合意がされておるわけでございます。ただ、この内容につきまして事務調整をやっておりました担当課がございます。また、現南丹市におきましても合併調整室として存続いたしておりますので、詳細につきましてはそちらの方から答弁をさせます。

次に、持ち寄りの基金につきまして、相当額の当然、起債に対する相当額の持ち寄りがあるが当然ではないかと、園部町だけ特異じゃないかというふうなご質問でございましたが、先ほどご答弁を申し上げたとおり、それぞれの町の特性の中で、この起債というのが行われてきた。また、その起債というのは基金で返すということだけではなく、将来にわたって受益を受ける者に対する借金であるという側面もございますので、そういった意味から運用されてきたという実態がございます。当然、先ほども申しましたが基金の残高が多くて、地方債が少ないということは望ましいことではございますが、現実的に今日までまちづくりが進められてきた4町、それぞれの中でご努力いただいた結果、新しい市に継承させていただいたという認識の中で、現在、市政にあたっておるところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、答弁を求めます。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 教育基本法の論議にかかわって、お答えをさせていただきたいとこのように思います。

いわゆる論議につきましては、幅広く論議がされるべきというような状況で答弁をさせていただきましたが、やはり今日教育を取り巻く状況というものが大きく変わり、また、子どもを取り巻くいろんな状況についても変化が見られる状況でございます。多様な価値観、あるいは核家族、あるいは情報化社会、高度科学化社会というような状況をとりましたが、やはり大きく変化をしてきている状況がございます。そういうなかで新しい時代にふさわしい、そういう教育なり、あるいは未来に対応していくような教育を、どのように進めていくかというような状況につきましては、多くの国民の監視の下で、やはり論議がされていくべきだと、そういう意味で広く論議がされるべきと、このようにお答えをした状況でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、大野合併調整室長。

○合併調整室長（大野 光博君） 先ほど大面議員のご質問がありました基金、借金の関係でございますが、合併協定書の基本5項目にも掲げてますように、基本的には現行のまま新市に継承するということで、先ほど市長が答弁させていただいたとおりでございますが、なお、合併までに可能な限り整理を図った上で、新市に継承するという一つの努力目標を掲げておりますので、年末までに一定努力をされた町におきましての若干の差異が、数字的に相違が出てるのではないかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 大面一三議員。

○議員（2番 大面 一三君） 時間がないわけでございますけれども、先ほど現行のまま基金を持ち寄るということで、その現行というのは17年の12月31日、合併直前の日ということでもありますけれども、これは各町で、各財政担当課というのか、町長さんも含めて、こういう認識はされていたんですか、これは。園部町だけがね、そういう認識の下に、それも整理をするのに努力をした結果、こういうふうになったということになるんですけれども、そのあたり、確認しておきたいと思えます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁を求めます。

大野合併調整室長。

○合併調整室長（大野 光博君） 各町の方で、当然そのように整理をされたと認識しております。

以上でございます。

○議長（高橋 芳治君） 答弁が終わりました。

以上で、大面一三議員の質問は終わりました。

○議長（高橋 芳治君） 以上で、代表質問を終わります。

本日は、この程度といたします。

明日9月20日午前10時より再開して、一般質問を継続いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さんでした。

午後2時25分散会